

厚生労働省北海道労働局発表  
令和3年9月16日

担 当	厚生労働省 北海道労働局労働基準部安全課 課長 八反田 健 副主任産業安全専門官 鍋岡 順子
	代表電話：011-709-2311（内線 3552） 直通電話：011-788-6327

報道関係者 各位

## 「偽造」技能講習修了証等にご注意ください！

～6月28日プレスリリースの続報～

**（株式会社ヤマカツ工業（代表取締役 小林克広）作成の無効な技能講習修了証等の回収の呼び掛けを行っています）**

北海道労働局は、下記の内容について登録教習機関からの情報提供を発端に令和3年6月28日付発表のプレスリリースにより、技能講習修了証及び特別教育修了証（以下、「技能講習修了証等」という。）の無効なものの所有者へ回収の協力依頼を行った結果、現時点で100枚以上回収しておりますので、詳細を公表します。

また、前回公表した一般社団法人日本鳶工業連合会の名前のほかに、登録教習機関ではない会社名が使用されていたり、法定時間の講習をせず、特別教育の修了証が発行されている事案が見つかったことから、公表するものです。お手持ちの技能講習修了証等の記載内容を確認して頂き、下記の内容に該当する場合は回収へのご協力をお願いいたします。

無効な修了証をお持ちの方で、当該作業を行われる方は、登録教習機関で新たに技能講習を受講する必要があります。

なお、無効な修了証を利用し、法定職務に就いた場合は「無資格就業」により法律違反となりますのでご注意ください。

記

### 1 事案概要および状況

株式会社ヤマカツ工業（本社：北海道千歳市）の代表取締役小林克広は、下記登録教習機関の技能講習修了証を偽造し、講習を行うことなく、平成23年2月8日から平成31年2月10日付の無効な技能講習修了証等を交付したものの。

下記2機関の名称を詐称したほか、法定の講習を実施せず、下記3の自らが経営等していた会社名を使用し、技能講習修了証および特別教育修了証を偽造したものの。

ラミネート加工したカラーコピーを使用しており、表面のデザインは2種類。裏面は4種類ある（別添）。

## 2 偽造された登録教習機関

- (1) 講習実施登録教習機関(修了証を偽造された者)  
 一般社団法人日本鳶工業連合会(旧名称:社団法人日本鳶工業連合会)  
 (住所 東京都港区芝公園3丁目5番20号)

## 3 無効な技能講習修了証等に使用していた会社名

- (1) 株式会社伊藤組  
 所在地 千歳市で現在は廃業
- (2) (有)ヤマカツ小林組  
 所在地 釧路市で現在は廃業
- (3) F・K工業  
 所在地 千歳市で現在は廃業

## 4 判明している無効な技能講習修了証等に記載されている名称

### ○技能講習

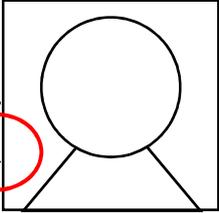
玉掛け	玉掛け作業	ガス溶接
高所作業車	高所作業車運転	鉄骨組立解体
小型移動式クレーン	移動式クレーン運転	床上操作式クレーン
車両系(整地等)運転	車両系建設機械(整地等)	車両系建設機械(整地・運搬積み込み用及び掘削用)
車両系(解体用)運転	車両系(解体用)掴み	車両系建設機械(解体用)
コンクリート造の工作物の解体	コンクリート造工作物の解体	不整地運搬車運転
足場の組立等	足場組立等作業主任者	足場の組立て等作業主任者
地山掘削及び土止支保工	地山掘削及び土止め支保工作業主任者	地山及び土止め支保工作業主任者
建築物等の鉄骨組立等作業主任者	型枠支保工の組立等作業主任者	フォークリフト運転
有機溶剤作業主任		

### ○特別教育

玉掛け	小型移動式クレーン	巻上げ機(ウインチ)	巻上げ機
小型車両系建機	車両系建設機械(整地等)	小型車両系建設機械(整地)	フルハーネス型安全帯使用作業
高所作業車	小型高所作業車	高所作業車(10m未満)	高所作業
締め固め用機械運転	基礎工事用建設機械運転	締め固め用機械(ローラー)	小型フォークリフト
建築物の木造解体	木材解体作業指揮者	木造建築部解体作業指揮者	刈払い機取扱業務
自由研削といし	研削といし取替え等	自由研削砥石	アーク溶接
振動工具取扱の業務	振動工具取扱業務	ゴンドラ取扱い業務	ゴンドラ
酸欠	2種酸素欠乏	酸素欠乏危険作業	
安全衛生責任者	安全衛生推進者	職長安全衛生責任者	

## 偽造されている修了証のデザイン

### ○表面（2種類）

○○作業主任者 技能講習修了証			
第	○○○○○○○		号
交付日	平成○年○月○日		交
氏名	○○ ○○		
本籍地北海道	昭和○年○月○日生		
住所	○○市○○○○○○○○○		

#### 見分け方のポイント

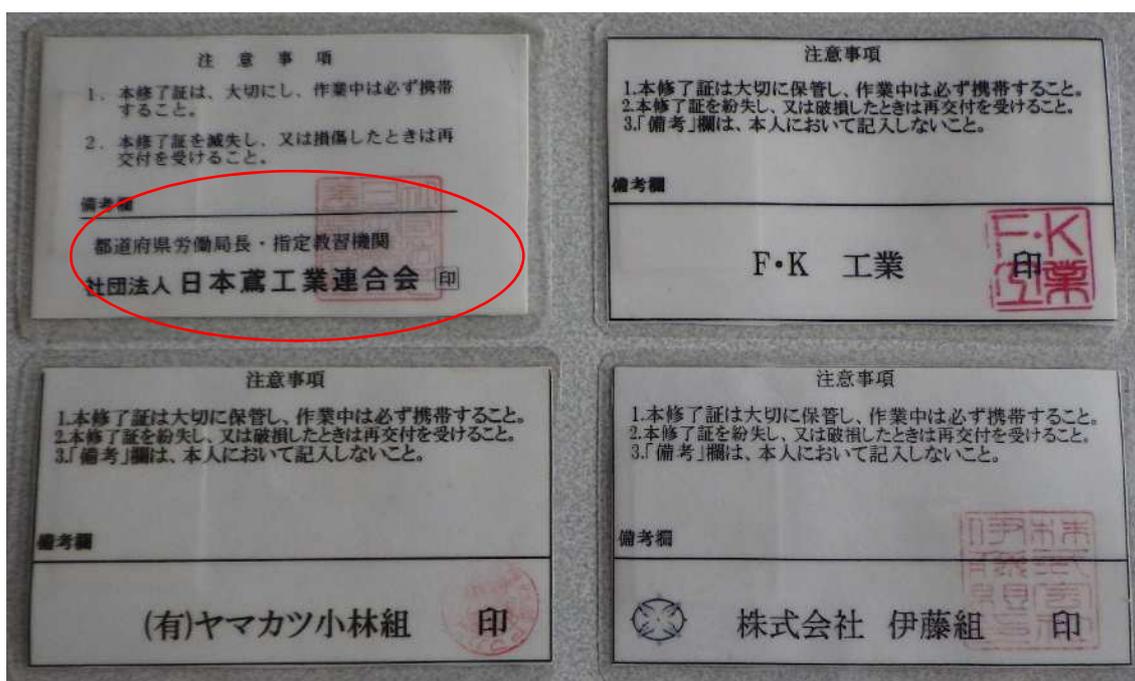
- ・技能講習修了証は「交付」の「付」が写真に隠れている。
- ・2種類とも「交付」と住所の文字が他の字と字体が異なる。

特 別 教 育 修 了 証		
○○○○○○		
教育修了証		
第	○○○○○	号
交付日	平成○年○月○日	交付
氏名	○○ ○○	
本籍地北海道	昭和 ○年 ○月 ○日 生	
住所	○○市○○○○○○○○○	

### ○裏面（4種類）

#### 見分け方のポイント

日本篤工業連合会の印影の位置が同じ



事業者・労働者の皆様へ

宮城労働局

偽造の疑いのある「技能講習修了証」の情報を把握した場合、当局健康安全課又は最寄りの労働基準監督署あて情報提供をお願いします。

《 情報提供のあった「修了証」の写し 》

No. 2724		小型移動式クレーン		氏名 [ ]		写真
平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日 交付		宮城県労働基準局指定 建設業労働災害防止協会 宮城県支部		印 [ ]		
備考				住所	宮城県	
				市町村	宮城県	

注意事項		小型移動式クレーン	
1. 「修了証」は、大切に保管し、紛失しないこと。	技能講習修了証		
2. 「修了証」を紛失し、再交付を受ける場合は、再交付をうけとる。			
3. 「修了証」は、本人にのみ交付される。			

【特徴】

- 1 修了証内側には対象業務名として「小型移動式クレーン」、外側には「小型移動式クレーン技能講習修了証」と表記されている。
  - 2 修了証交付時には存在しない「宮城労働基準局」において、登録制度に移行し存在しない「指定講習機関」としての指定を行っている」と表記されている。
  - 3 「建設業労働災害防止協会宮城県支部」において実施したことがない「小型移動式クレーンの運転業務に係る修了証となっている。
  - 4 押印は「県労働災害防止協会指定講習機関印」と存在しない機関名となっている。
- ※ その他に「高所作業車運転」、「玉掛作業」について、類似した修了証が複数認められており、そのいずれもが上記2～4を共通の特徴として有している。

※ 情報提供先：宮城労働局 労働基準部 健康安全課（電話 022-299-8839）

（令和3年1月18日）

(別紙の登録教習機関の事務所) 代表者 殿

沖縄労働局長 印

### 技能講習修了証の偽造事案の発生及び同種事案の防止対策について

労働行政の運営につきましては、平素より特段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、下記1のとおり技能講習修了証の偽造事案が発生しました。

なお、同種事案は、無資格者の就業による重大な事故を発生させる可能性があるものであり、労働安全衛生法第61条違反（就業制限違反）、刑法第159条・第161条違反（私文書偽造・同行使）等による刑事事件にも発展する可能性があります。

また、同種事案が上記のような重大な事故・事件となった場合に、技能講習修了証の偽造が容易であったときには、偽造された技能講習修了証に表示された登録教習機関の責任を問われる可能性もあります。

そこで、同種事案の発生を防止するため、登録教習機関におかれては、下記2及び3の対策を講じていただくようお願いいたします。

#### 記

##### 1 技能講習修了証の偽造事案

- (1) 県内の事業者A社に所属していた労働者Bを名義人とする技能講習修了証1件（発行者として、県内の登録教習機関Cが表示されているもの。）について、登録教習機関Cが発行したものでないことが確認された。
- (2) 上記1の技能講習修了証（以下「偽造修了証」という。）は、登録教習機関Cが過去に発行していた真正な技能講習修了証の様式を模したものであり、真正な技能講習修了証の発行番号及び発行月日を流用したものであった。なお、登録教習機関Cにおいて、現在は、下記3の対策を講じた技能講習修了証を発行している。
- (3) 事業者A社は、労働者ごとに各種資格証の複写物を含む資格証(写)一覧を作成・保存しており、労働者Bに係る各種資格証(写)一覧に偽造修了証の複写物が含まれていた。事業者A社は、「偽造修了証の複写物の入手経緯は不明である。」としている。
- (4) 労働者Bは、「過去に、事業者A社から数件の資格証の複写物を提供されていたが、その中に偽造修了証の複写物が混在していたものであり、

その混在に最近まで気付かなかった。」としている。

## 2 登録教習機関からの周知徹底

下記(1)及び(2)について、次年度以降実施する技能講習等の機会に、事業者等(技能講習修了証を必要とする業務を行わせる者をいう。以下、同じ。)及び受講者に周知を行うこと。なお、労働災害防止団体、事業主団体等である登録教習機関においては、傘下会員等関係者に周知を行うこと。

- (1) 労働安全衛生法第61条の資格証(以下「技能講習修了証等」という。)の保有状況を事業者等が把握する場合は、必ず技能講習修了証等の原本で確認する。この場合に、原本であるか否か疑義が生じる場合は、技能講習修了証等の発行者に事業者等が照会する等により確認する。なお、左記の照会に際しては、個人情報保護のため、技能講習修了証等の保有者の委任を受ける等の手続が必要である。
- (2) 事業者等が技能講習修了証等の複写物を作成・保存する場合は、必ず技能講習修了証等の原本から複写する(複写物から再複写しない。)

## 3 登録教習機関における同種事案の防止対策

下記の何れかの措置又は複数を組み合わせた措置により、容易に偽造できない技能講習修了証を発行すること。

- (1) 材質が紙である場合には、エンボス加工(紙面に凹凸をつける加工)を施すこと。
- (2) 材質をプラスチック等とすること。
- (3) コピー防止スタンプ加工(複写した場合に複写物であることが印刷される加工)を施すこと。
- (4) 以上のほか、上記2(1)において原本であるか否か疑義が生じにくいものとする。

(担当) 沖縄労働局 労働基準部  
健康安全課 産業安全専門官  
電話 : 098-868-4402